

児 童 の 福 祉

1. 大津市保育施設概要
2. 保育所・認定こども園年齢別児童数
3. 保育施設入所人員推移
4. 保育所等保育料表
5. 保育料の軽減
6. 民間保育施設に対する助成
7. 母子生活支援施設
8. 児 童 手 当
9. 障害児保育の実施状況
10. 家庭児童相談事業
11. 助 産 制 度
12. 放課後児童健全育成事業
13. 児童遊園地の整備
14. 児 童 館
15. ファミリーサポートセンター
16. 子育て総合支援センター ゆめっこ
17. 木戸つどいの広場 にじっこ
18. 東部つどいの広場 きらきらひろば
19. 中南部つどいの広場 ほっぺ
20. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業



児 童 の 福 祉

1. 大津市保育施設概要

(1) 保育所

保育所名	所在地 電話番号	経営主体 開設年月日	定員 (名)	敷地面積(m ²) 建物面積(m ²)
比 良	南比良585-1 592-1186	大津市 S48.4.1	120	3,610 1,053
和 邇	和邇中172-1 594-0063	大津市 S29.4.1	140	3,323 1,334
伊 香 立	伊香立下龍華町566 598-2294	大津市 S48.4.1	60	5,111 782
堅 田	本堅田四丁目26-1 572-1570	大津市 S26.4.1	150	3,063 1,249
天 神 山	本堅田六丁目3-1 572-0249	大津市 S25.4.1	100	3,357 938
唐 崎	際川三丁目37-1 525-3844	大津市 S50.4.1	150	2,681 892
ひ え い 平	比叡平一丁目45-3 529-2700	大津市 S49.6.1	60	3,111 1,134
皇 子 が 丘	皇子が丘一丁目20-20 525-6092	大津市 S51.7.1	140	2,030 994
逢 坂	音羽台6-20 522-8485	大津市 S40.7.1	70	1,426 672
朝 日 が 丘	朝日が丘一丁目23-33 525-1470	大津市 S49.4.1	140	2,986 1,242
膳 所	昭和町17-32 524-0888	大津市 S50.4.1	140	2,041 903
晴 嵐	光が丘町5-10 534-0707	大津市 S47.4.1	140	3,184 1,149
大 平	大平二丁目33-22 534-1750	大津市 S49.4.1	140	2,181 1,146
瀬 田 南	三大寺1-3 547-4222	大津市 H26.4.1	60	5,102 1,450
公 立 計			1,610	

※葛川保育園については休園中である。

保育園名	所在地・電話番号	経営主体 開設年月日	定員 (名)	敷地面積(㎡) 建物面積(㎡)
アスクわに保育園	和道中浜489-1 594-8330	㈱日本保育サービス H30.4.1	60	971 529
真野	向陽町4-2 574-3268	(社)橘栄福社会 H6.4.1	90	1,500 528
わかば	今堅田二丁目25-25 574-2460	(社)春風会 H21.4.1	90	2,791 920
ほっぺるランド堅田	今堅田二丁目37-15 526-5207	㈱デノ、コーポレーション H29.4.1	70	659 435
堅田くじら保育園	堅田一丁目7-18 548-8288	(社)くじら H30.4.1	60	989 537
せんだん	仰木の里東二丁目2-5 573-2828	(社)せんだん二葉会 H13.4.1	140	2,500 1,303
仰木星の子	仰木の里一丁目28-1 574-0567	(社)大津せんだん会 H4.4.1	120	2,562 978
星の子	雄琴二丁目17-13 579-3244	(社)大津せんだん会 S55.4.1	70	1,335 559
第二星の子	雄琴一丁目9-22 579-3922	(社)大津せんだん会 S60.4.1	50	712 738
専称寺	坂本八丁目31-46 578-0336	(社)一向山福社会 S30.4.1	140	3,131 1,012
日吉の森保育園	坂本八丁目9-7 577-2888	社会福祉法人 任天会 H31.4.1	60	2,273 723
比叡山坂本 (専称寺保育園分園)	坂本三丁目18-45 577-4880	(社)一向山福社会 H14.4.1	29	208 293
たけのこ	下阪本四丁目21-9 514-8727	(社)まほろば H27.6.1	90	749 654
真愛	坂本二丁目12-45 578-0346	(社)真愛会 S42.4.1	120	1,995 1,138
風の子	穴太二丁目21-15 579-4491	(社)穴太福社会 S49.4.1	150	(本園) 2,293 (分園) 1,162 (本園) 1,104 (分園) 405
京進のほいくえん HOPPA 唐崎駅	唐崎一丁目34-15 526-5712	株式会社HOPPA H31.4.1	90	999 544
キングダム・キッズ保育園	滋賀里四丁目6-6 548-6403	フォーキッズ株式会社 H31.4.1	60	1,726 483
松の実	高砂町15-8 525-1486	(社)唐崎福社会 H14.4.1	50	1,130 622
松の実(分園)	滋賀里一丁目28-66 524-9002	(社)唐崎福社会 H26.12.1	20	700 342
第二松の実	高砂町15-9 525-1070	(社)唐崎福社会 H23.4.1	50	752 498
楽らく保育園	柳川二丁目7-1 527-9130	医療法人 楽育会 H31.4.1	72	995 813
よいこのもり	神宮町1-10 522-5126	(社)近江神宮仁愛会 S44.4.1	120	4,913 758
アスク大津京保育園	松山町13-7 526-8580	株式会社日本保育サービス H31.4.1	60	981 551
近松	札の辻4-26 524-0684	(社)近松会 S46.4.1	100	1,119 778
浜大津	浜大津四丁目1-1 527-8666	(社)光寿会 H18.4.1	60	652 -
レイモンドみらい園	中央二丁目2-20 524-7399	(社)檸檬会 H30.4.1	60	726 361
いぶき	松本二丁目15-23 522-8058	(社)清高福社会 H27.4.1	80	487 656

保育園名	所在地 電話番号	経営主体 開設年月日	定員 (名)	敷地面積(㎡) 建物面積(㎡)
竜が丘	竜が丘26-36 522-7657	(社)近江会 S50.7.1	110	2,199 1,148
なぎさ	打出浜3-48 510-1771	(社)江育会 H27.4.1	120	1,245 898
におの浜	におの浜二丁目2-10 524-5888	(社)おのみ福社会 S54.4.1	120	1,779 1,327
湖のこ	相模町8-1 532-0073	(社)膳所福社会 H26.9.1	90	997 868
アスク御殿浜	御殿浜19-15 531-2020	(株)日本保育サービス H28.4.1	60	1,713 357
つばさ	鳥居川町8-5-2 533-6224	(社)つばさ会 H23.4.1	60	359 361
石山くじら保育園	国分一丁目15-73 574-7807	(社)くじら H30.4.1	60	495 517
南郷	南郷二丁目47-7 533-3228	(社)南郷会 S63.4.1	150	2,200 1,091
田上	稲津二丁目5-7 546-1372	(社)恩徳寺会 S49.3.1	120	2,314 837
つくし	瀬田一丁目2-19 545-2345	(社)つくし会 S42.8.1	90	1,068 1,024
たんぽぽ	神領三丁目15-1 544-7651	(社)つくし会 H19.4.1	90	2,786 992
あおぞら	大江一丁目36-1 511-9516	(社)つくし会 H24.4.1	100	1,593 1,060
博愛	大江六丁目1-1 545-3315	(一財)博愛会 S44.11.1	130	1,245 804
おおがや愛	大賀四丁目3-11 544-7555	(社)慈光福社会 H27.4.1	90	943 697
玉野浦	玉野浦12-1 547-3900	(社)恩徳寺会 H25.4.1	60	825 674
レイモンド淡海	萱野浦2-1 メルシー瀬田1F 572-6762	(社)檸檬会 H22.4.1	70	3,450 330
ひかり	大賀三丁目11-14 543-2253	(社)大津ひかり福社会 S43.4.1	120	1,012 748
一里山ひかり	一里山二丁目19-10 545-1414	(社)大津ひかり福社会 S51.4.1	220	1,418 1,311
京進のほいくえん HOPPA 大將軍	大將軍一丁目3-14 526-5876	株式会社HOPPA H31.4.1	70	970 391
大將軍ひかり	大將軍三丁目19-2 536-5117	(社)大津ひかり福社会 H23.4.1	120	969 775
グレイス一里山	一里山三丁目17-12 545-9991	(社)慈光福社会 H26.4.1	80	543 478
学園前	一里山五丁目10-7 543-6711	(社)南郷会 H27.4.1	120	631 378
レイモンド大津	一里山七丁目1-1フォレオ大津一里山1F 544-0400	(社)檸檬会 H21.4.1	90	420 420
正休	桐生一丁目17-18 549-0043	(社)わらんべ会 S42.8.1	70	2,505 446
正休のはな	松が丘七丁目16-1 549-0162	(社)青桐会 H19.4.1	100	2,500 992
民間計			4,671	

※永興藤尾保育園については休園中である。

(2) 認定こども園

(平成31年4月1日)

施設名	所在地・電話番号	経営主体 開設年月日	定員(名)			敷地面積(m ²) 建物面積(m ²)
			1号	2・3号	合計	
麗湖 〔幼保連携型〕	花園町13-36 573-4511	(学法)中埜学園 H23.4.1	20	50	70	2,074 923
本福寺 〔幼保連携型〕	本堅田一丁目22-30 573-1902	(社福)夕陽会 S3.6.1	60	179	239	1,237 1,201
第二本福寺 〔幼保連携型〕	本堅田六丁目14-11 573-6115	(社福)夕陽会 H26.4.1	60	180	240	2,671 1,750
唐崎キンダースクール 〔幼保連携型〕	唐崎一丁目15-12 577-4152	(社福)光聖会 H27.5.1	12	90	102	1,471 615
聖パウロ 〔幼保連携型〕	見世一丁目1-35 524-7369	(学法)滋賀カトリック学園 H27.4.1	80	70	150	1,608 846
永興藤尾 〔幼保連携型〕	茶戸町22-6 510-0102	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	30	90	120	3,217 1,093
みつばち 〔幼保連携型〕	観音寺10-25 523-1115	(社福)好和会 H30.4.1	15	90	105	952 792
大津京 (みつばちこども園分園) 〔幼保連携型〕	桜野町一丁目19-7 523-1115(みつばち保育園)	(社福)好和会 H30.4.1	0	20	20	- 116
大津さくら 〔幼保連携型〕	春日町1-1 525-2115	(社福)大津子どもの家福祉会 H26.4.1	25	70	95	991 556
聖母幼稚園 〔幼稚園型〕	馬場二丁目6-65 577-4152	(学法)滋賀カトリック学園 H29.4.1	120	20	140	2,088 653
茶臼山 〔幼保連携型〕	秋葉台31-40 511-3955	(社福)大津子どもの家福祉会 H16.4.1	60	90	150	1,795 997
永興富士見 〔幼保連携型〕	富士見台3-30 548-7770	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	15	120	135	1,263 973
大津あいあい保育園 〔保育所型〕	鳥居川町16-20 533-2144	(社福)唐橋福祉会 H31.4.1	15	120	135	2,487 1,291
石山寺 〔幼保連携型〕	石山寺二丁目25-43 537-2560	(社福)石光山会 H30.4.1	15	120	135	2,549 996
保育の家 しょうなん 〔幼保連携型〕	平津二丁目4-9 537-5378	(社福)湘南学園 H1.4.1	15	100	115	637 744
みどり 〔幼保連携型〕	瀬田三丁目23-3 545-0706	(社福)新緑会 S59.4.1	15	120	135	8,366 816
レイモンド瀬田 〔幼保連携型〕	大江四丁目12-34 543-5811	(社福)檸檬会 H26.8.1	15	60	75	2,126 694
びわこきらら 〔幼保連携型〕	月輪五丁目4-1 572-0249	(学法)雲母学園 H26.7.1	70	132	202	1,182 733
認定こども園計			642	1,721	2,363	

(3) 地域型保育事業

地域型保育事業は、保育を必要とする3歳未満の児童を保育することを目的とした定員19名以下の保育事業所で、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人以下の小規模保育事業、児童の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4類型がある。

地域型保育事業の実施状況

区別	保育室名	所在地:電話番号	定員 (名)
家庭的保育	こころ咲く♡	和邇北浜678-10 548-6658	3
家庭的保育	H A P P Y ♪ マグ	和邇南浜12-18 548-8548	5
家庭的保育	にじいろ	本堅田五丁目3-2 572-5217	5
家庭的保育	ひまわり	衣川一丁目30-26 532-6689	5

区別	保育室名	所在地・電話番号	代表者 認可年月日	定 員
家庭的保育	あすなろ SUN	山上町2-47 090-1223-0152	大江 由香 H30.4.1	5
家庭的保育	ぽこあぽこ	朝日が丘一丁目14-4 524-9585	新庄 敏子 H27.4.1	5
家庭的保育	すてっぷ	馬場一丁目17-38 526-5215	小川 章子 H27.4.1	5
家庭的保育	かもめ	丸の内町9-30 KINPA202号 521-7360	松長 広美 H27.4.1	5
家庭的保育	こみの	浜大津一丁目2-4 生美屋ビル1F 524-0557	株式会社 今藤工務店 H27.4.1	5
家庭的保育	にこにこ	国分一丁目41-22 533-3267	北川 操 H27.4.1	5
家庭的保育	ひなたぼっこ	国分二丁目7-22 532-7616	磯野 秀子 H27.4.1	5
家庭的保育	おひさま	一里山一丁目5-1 エクシードSS1D 515-4237	野村 南洋子 H27.4.1	5
家庭的保育	ふたば	一里山三丁目1-1 ガーデンスクエア瀬田201-A 545-7808	西浦かな子 H27.4.1	5
家庭的保育	えんじえる	一里山三丁目1-1 ガーデンスクエア瀬田201-B 543-5880	河崎 晴美 H27.4.1	5
小規模保育 A型	大津京サンフレンズ 保育園	皇子が丘二丁目7-32 2F 526-7430	サンヨーホームズコミュニティ株式会社 H31.4.1	19
小規模保育 A型	ここいろ保育園	三井寺町4-1 長等神社社務所内 575-1865	稲住 隆子 H31.4.1	8
小規模保育 A型	ニチイキッズ大 津京町保育園	京町三丁目2-10 京町アーキビル1F 510-2031	㈱ニチイ学館 H31.4.1	19
小規模保育 A型	石山くじら 小規模保育園	栄町13-3 536-5891	(社福)くじら H31.4.1	12
小規模保育 A型	唐橋くじら 小規模保育園	唐橋町17-25 534-0770	(社福)くじら H28.4.1	12
小規模保育 A型	大江たち 小規模保育園	大江二丁目20-9 547-4577	特定非営利活動法人スゴキッズ H31.4.1	19
小規模保育 A型	Pingu's English 瀬田北	大萱三丁目14-2 Blezio 1F 545-2957	(社福)檸檬会 H29.1.1	12
小規模保育 A型	Pingu's English 瀬田駅前	大萱一丁目3-13 アメニティ瀬田1F 572-9180	(社福)檸檬会 H30.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保育園瀬田駅前園	大萱一丁目6-18 Blezio9 050-5807-2308	㈱エクシオジャパン H31.4.1	16
小規模保育 A型	瀬田サンフレンズ 保育園	大萱一丁目16-15 2F 526-5086	サンヨーホームズコミュニティ株式会社 H31.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保育園大津園	萱野浦24-50 ティアラ大津1F 050-5807-2236	㈱エクシオジャパン H30.4.1	19
小規模保育 A型	京進のほいくえん HOPPA瀬田駅園	一里山一丁目6-23 1F 548-6171	株式会社HOPPA H31.4.1	19
小規模保育 A型	えんじえるはうす	一里山二丁目114-25 1F 572-6237	河崎 晴美 H31.4.1	19

区別	保育室名	所在地・電話番号	代表者 認可年月日	定 員
小規模保育 B型	ちびっこるーむ 和 邇 保 育 室	和邇今宿843-1 576-7366	前嶋 優子 H29.4.1	19
小規模保育 B型	ちびっこるーむ	今堅田二丁目35-53 532-2903	前嶋 優子 H27.4.1	19
小規模保育 B型	家庭的保育園 ま み い	坂本一丁目20-50-2 578-5638	加藤 ひとみ H27.4.1	19
小規模保育 B型	みつはま保育園 ま み い	下阪本三丁目4-29 575-2581	加藤 ひとみ H31.4.1	19
小規模保育 B型	ま ご こ ろ 保 育 園	桜野町一丁目15-3 525-1002	(特非)まごころの家 H30.4.1	19
小規模保育 B型	ふ あ み い ゆ 保 育 園	一里山三丁目1-1 ガーデンスクエア瀬田202-A・203 544-2217	西浦 博司 H27.4.1	19
小規模保育 C型	あ す な ろ	山上町13-6 574-7531	大江 由香 H27.4.1	8
小規模保育 C型	ぼ っ け	御幸町5-17 525-0787	川那辺 一子 H27.4.1	10
小規模保育 C型	ぼ ぼ ら	大江五丁目35-9 536-5828	川那辺 一子 H29.1.1	10

2. 保育所、認定こども園年齢別児童数

(平成31年4月1日)

年齢		0	1	2	3	4	5	計
区分	公立	42 人	171 人	208 人	314 人	301 人	336 人	1,372 人
	民間	251 人	738 人	863 人	981 人	989 人	947 人	4,769 人
認定こども園	公立	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	民間	87 人	259 人	313 人	353 人	383 人	377 人	1,772 人
計		380 人	1,168 人	1,384 人	1,648 人	1,673 人	1,660 人	7,913 人

3. 保育所入所人員推移

(各年4月1日)

年度	私 立			公 立			計		
	定 員	入所人員	待機人員	定 員	入所人員	待機人員	定 員	入所人員	待機人員
27	4,479	4,482	0	1,670	1,649	0	6,149	6,131	0
28	4,639	4,776	0	1,610	1,510	0	6,249	6,286	0
29	4,619	4,956	0	1,610	1,496	0	6,229	6,452	0
30	4,359	4,623	55	1,610	1,426	3	5,969	6,049	58
31	4,671	4,769	0	1,610	1,372	0	6,281	6,141	0

※広域入所(管外受託)を除く

4. 平成 31年度 保育所等保育料表

(1) 保育所等 保育料表 <保育標準時間>

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				本市保育料【月額単位:円】		
階層	定 義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援受給世帯			0	0	
B1	市町村民税非課税世帯	母子世帯等		0	0	
B2		B1階層以外		1,300 (0)	1,000 (0)	
C1	市町村民税所得割非課税世帯 (均等割の額のみ課税)	母子世帯等		1,300 (0)	1,000 (0)	
C2		C1階層以外		13,300 (6,600)	9,500 (4,700)	
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等		1,300 (0)	1,000 (0)	
D2		D1階層以外		15,400 (7,700)	11,700 (5,800)	
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等		1,300 (0)	1,000 (0)	
D4		D3階層以外		18,600 (9,300)	14,800 (7,400)	
D5	57,700円以上 77,100円未満	母子世帯等		1,300 (0)	1,000 (0)	
D6		D5階層以外		22,700 (11,300)	19,300 (9,600)	
D7	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以上 84,400円未満		22,700 (11,300)	19,300 (9,600)	
D8		84,400円以上 97,000円未満		29,600 (14,800)	26,400 (13,200)	
D9		97,000円以上 122,500円未満		34,200 (17,100)	32,600 (16,300)	29,400 (14,700)
D10		122,500円以上 147,300円未満		39,500 (19,700)		
D11		147,300円以上 169,000円未満		44,400 (22,200)	33,800 (16,900)	
D12		169,000円以上 223,600円未満		53,400 (26,700)		
D13		223,600円以上 301,000円未満		56,700 (28,300)	34,700 (17,300)	
D14		301,000円以上 332,200円未満		59,700 (29,800)		
D15		332,200円以上 397,000円未満		63,600 (31,800)		
D16		397,000円以上		76,300 (38,100)		

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一関係にある父母または祖父母（家計の主宰者に限る）の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますのでご注意ください。
また、保育料の変更となる原因（世帯構成や税額の変更等）が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます（B1、C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象）。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は（ ）内の金額に、3人以上の保育料は免除となります。

ただし、

【B2階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は（ ）内の金額になります。
< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人以上に該当される場合は免除となります。

(例) D8階層 4歳(保) 2歳(保) 0歳(保) — 26,400 + 14,800 + 0 = 41,200円
D13階層 4歳(保) 2歳(保) 0歳(保) — 29,400 + 28,300 + 0 = 57,700円
D13階層 4歳(幼) 2歳(保) 0歳(保) — 幼稚園保育料 + 28,300 + 0 = 幼稚園保育料 + 28,300円

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

(2) 保育所等保育料表 <保育短時間>

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分				本市保育料【月額単位：円】		
階層	定 義			3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の自立支援に関する法律による支援受給世帯			0	0	
B1	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 ・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	母子世帯等	0	0	
B2			B1階層以外	1,300 (0)	1,000 (0)	
C1		市町村民税所得割非課税世帯 (均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300 (0)	1,000 (0)	
C2			C1階層以外	13,100 (6,500)	9,400 (4,700)	
D1		所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300 (0)	1,000 (0)	
D2			D1階層以外	15,200 (7,600)	11,600 (5,800)	
D3		48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300 (0)	1,000 (0)	
D4			D3階層以外	18,300 (9,100)	14,600 (7,300)	
D5		57,700円以上 77,100円未満	母子世帯等	1,300 (0)	1,000 (0)	
D6			D5階層以外	22,400 (11,200)	19,000 (9,500)	
D7		77,100円以上 84,400円未満	22,400 (11,200)		19,000 (9,500)	
D8		84,400円以上 97,000円未満	29,100 (14,500)		26,000 (13,000)	
D9		97,000円以上 122,500円未満	33,700 (16,800)		32,100 (16,000)	29,000 (14,500)
D10		122,500円以上 147,300円未満	38,900 (19,400)			
D11		147,300円以上 169,000円未満	43,700 (21,800)		33,300 (16,600)	
D12		169,000円以上 223,600円未満	52,500 (26,200)		34,200 (17,100)	
D13	223,600円以上 301,000円未満	55,800 (27,900)				
D14	301,000円以上 332,200円未満	58,700 (29,300)				
D15	332,200円以上 397,000円未満	62,600 (31,300)				
D16	397,000円以上	75,100 (37,500)				

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一関係にある父母または祖父母（家計の主宰者に限る）の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合には保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。
また、保育料の変更となる原因（世帯構成や税額の変更等）が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます（B1、C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象）。
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は()内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【B2階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は()内の金額になります。

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

(例) D8階層 4歳(保) 2歳(保) 0歳(保) — 26,000 + 14,500 + 0 = 40,500円
D13階層 4歳(保) 2歳(保) 0歳(保) — 29,000 + 27,900 + 0 = 56,900円
D13階層 4歳(幼) 2歳(保) 0歳(保) — 幼稚園保育料 + 27,900 + 0 = 幼稚園保育料 + 27,900円

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

5. 保育料の軽減

本市では、保護者負担の軽減を図るため、国の保育料の徴収基準額から軽減を行っている。

また、平成28年度より国及び県の保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、一定の所得以下の多子世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯等の保育料軽減を実施するとともに、平成30年9月から婚姻によらないで母又は父となった方で、現に婚姻(事実婚を含む)をしていない世帯の場合は、寡婦(夫)控除等を適用した市(町村)民税で算定する。

令和元年10月から、一部の世帯を対象に保育料無償化が予定されている。

6. 民間保育施設に対する助成

- ・保育士等人材確保臨時特例事業費補助 … 公私の給与格差の是正を図るため、勤続年数に応じて補助する。
- ・延長保育事業費補助 … 通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育施設で引き続き保育を実施している保育施設に対し経費の一部を補助する。
- ・地域担当保育士特別配置費補助 … 家庭及び地域との連携を図るため、配置する保育士の人件費を補助する。
- ・調理担当員特別設置費補助 … 調理職員人件費を補助する。
- ・保育所等職員研究活動促進事業費補助 … 職員の研修・研究活動に要する経費を補助する。
- ・家庭支援推進保育事業費補助 … 家庭環境に対する配慮などが特に必要とされる児童が多数入所している保育施設に保育士の人件費及び活動に要する経費を補助する。
- ・一時預かり事業費補助 … 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施するために要する経費の一部を補助する。
- ・障害児保育保育士特別配置費補助 … 障害児が入所している保育施設に保育士の人件費を補助する。
- ・入所円滑化助成 … 待機児童の解消等のための児童の円滑な受け入れに努めている保育施設に対し、助成する。
- ・産休等代替職員設置費補助 … 保育施設の職員が出産又は傷病のため休暇を必要とする場合、その職員の保障を図りつつ産休等代替職員を設置するのに要する経費を補助する。
- ・保育所等整備事業費補助 … 新築、増築等に対して補助する。
- ・保育所用地賃借料補助 … 用地を賃借している者に対して補助する。
- ・保育体制強化事業費補助 … 保育者支援者の人件費を補助する。
- ・病児保育事業費補助 … 病児・病後児保育事業に要する経費を補助する。
- ・保育士資格等取得支援事業費補助 … 保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を取得することに要する経費を補助する。
- ・看護師等特別配置費補助 … 児童の健康管理、衛生管理等の保健的な業務を日常的に行う看護師、准看護師又は保健師の人件費を補助する。
- ・新規採用保育士等給付金事業費補助 … 新規採用保育士の人材を確保するための事業に要する経費を補助する。
- ・保育補助者雇上強化事業費補助 … 保育士資格の取得に努める短時間勤務保育補助者の人件費を補助する。
- ・保育士等宿舍借上げ事業費補助 … 保育所等の設置者がその雇用する保育士の宿舍を借り上げることに要する経費を補助する。
- ・保育所等建物賃借料補助 … 建物賃借料が賃借料加算額の3倍を超える保育所等に、その差額を補助する。
- ・保育士等確保緊急対策事業費補助 … 保育士等を確保のため、保育士1人分の雇用経費を補助する。
- ・短時間勤務保育士確保事業費補助 … 月40～120時間未満の短時間勤務保育士の処遇を改善するための経費を補助する。
- ・保育士等確保促進助成 … 新たに保育士等を採用した保育所等の設置者に対し、指定の方法で求人募集を行うに要した経費を助成する。
- ・広域送迎事業 … 近隣地域の保育所等への送迎の実施に当たって通園バスを運行することに要する経費に対し、予算の範囲内において補助する。

7. 母子生活支援施設

児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設「大津市立母と子の家しらゆり」は、平成23年度から指定管理者制度を導入し、運営している。母子生活支援施設は、母子世帯及び母子世帯に準ずる世帯であって、監護すべき児童の福祉に欠ける時入所させ、生活の自立に向け、支援・援助する。

定 員 15 世帯
入 居 者 13 世帯 30 名 (平成 31 年 4 月 1 日現在)
指定管理者 社会福祉法人 湘南学園 (平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

8. 児童手当

児童手当・特例給付 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了(15 歳到達後最初の 3 月 31 日)前の児童を養育する父母等に手当を支給する。

支 給 額 (いずれも児童一人あたりの月額)

児童手当 (所得制限限度額未満である受給者)

0 歳～3 歳未満の児童 一律 15,000 円
3 歳～小学校修了 (12 歳到達後の最初の 3 月 31 日) 前
第 1 子、第 2 子 10,000 円
第 3 子以降 (※) 15,000 円
中学生 一律 10,000 円

(※) 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童から数える。

特例給付 (所得制限限度額以上である受給者)

児童一人につき 一律 5,000 円

支 給 月 6 月、10 月、2 月

費用負担割合

区 分		費用負担割合		
		国	県	市
0 歳 以 上	被 用 者	37/45	4/45	4/45
3 歳 未 満	非 被 用 者	4/6	1/6	1/6
3 歳 以 上	第 1 子、第 2 子	4/6	1/6	1/6
小 学 校 修 了 前	第 3 子 以 降	4/6	1/6	1/6
中 学 生		4/6	1/6	1/6
所 得 制 限 超		4/6	1/6	1/6

支給状況 (平成 31 年 2 月末現在)

(単位: 人)

対 象 種 別		児童手当			特例給付		合計
		被用者	非被用者	施設等	被用者	非被用者	
受 給 者 数		19,830	4,177	17	2,742	217	26,983
支給対象 児 童 数	0 歳 から 3 歳 未 満	5,922	1,031	19	421	47	7,440
	3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	20,976	4,428	78	2,640	235	28,350
	小 学 校 修 了 後 中 学 校 修 了 前	6,156	1,433	26	1,334	90	9,039
	計	33,054	6,885	123	4,395	372	44,829

9. 障害児保育の実施状況

(平成31年4月1日)

年度		27	28	29	30	31
事項						
障害児保育を実施している 保育施設の数	公 立	15/16	14/15	13/15	14/15	13/15
	民 間	48/58	52/60	54/62	55/65	59/67
	計	63	66	67	69	72
障害児数 (人)	公 立	100	102	120	130	126
	民 間	189	217	238	261	260
	計	289	319	358	391	386
年齢内訳 (人)	0～1歳児	3	3	6	4	4
	2歳児	14	18	16	21	23
	3歳児	70	73	85	80	78
	4歳児	97	118	125	144	137
	5歳児	105	107	126	142	144
	計	289	319	358	391	386
症状内訳 (人)	精神発達遅滞	99	90	83	69	40
	ダウン症候群	12	13	18	17	17
	自閉的傾向	154	185	228	271	302
	脳性マヒ	8	10	11	13	10
	その他	16	21	18	21	17
	計	289	319	358	391	386
民間保育施設に対する 障害児保育補助制度		・重度1人につき年額 3,000,000 円 ・中、軽度2人以下年額 1,768,800 円 ・中、軽度3人以上年額 3,000,000 円×障害児数/3				
補助金予算額(円)		340,501,122	349,601,600	280,530,320	320,754,000	401,833,532

10. 家庭児童相談事業

家庭において適正な児童の養育が出来るよう、子どもと家庭の福祉に関する相談・指導業務を行っている。

近年では特に児童虐待について社会問題化しており、子どもを取り巻く社会・家庭環境等が多様化・複雑化しているのが現状である。児童虐待の早期発見・早期対応に重点的に取り組み、児童の健全な養育のできる家庭づくりを目指し、対応している。

ア. 相談内容別受付件数(実人数) (平成30年度)

相談内容	件数
虐待相談	1,526
養護相談	1,670
障害相談	28
非行相談	21
育成相談	96
その他の相談	136
合計	3,477

イ. 経路別受付件数 (平成30年度)

受付経路	件数
児童相談所等より	451
福祉事務所等より	744
学校等、保育所より相談	1,267
家族、親戚等より相談	360
児童委員より通告	16
その他	639
合計	3,477

ウ. 虐待相談の内訳 (平成30年度)

虐待種別	件数
身体的虐待	549
性的虐待	42
心理的虐待	470
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	465
合計	1,526

エ. 年齢別虐待相談 (平成30年度)

区分	件数
0～3歳未満	214
3～学齢前児童	277
小学生	577
中学生	268
高校生・その他	190
合計	1,526

11. 助産制度

児童福祉法第22条の規定に基づき、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が助産施設に入所し、安心して出産できるよう出産費用を援助する制度。

平成30年度の利用者数	11
-------------	----

12. 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を公立で37カ所、民間で16カ所実施している。

公立

(平成31年4月1日現在)

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	児童数
1	小 松	南小松 1156-2	596-2501	H15.7.1	103	848	42
2	木 戸	木戸 267	592-0166	H6.4.1	104	2,128	44
3	和 邇	和邇高城 50-3	594-3919	S62.4.1	321	1,132	61
4	小 野	水明一丁目 37-1	594-4657	H3.5.1	141		26
5	伊 香 立	伊香立下在地町 1222-1	598-2266	H23.4.1	143		27
6	真 野	真野四丁目 6-17	572-0230	H12.4.1	160		120
7	真 野 北	緑町 15-17	572-4255	H6.4.4	125	1,068	36
8	堅 田	本堅田三丁目 8-3	572-2522	S56.4.1	304	724	92
9	仰 木	仰木四丁目 15-8	572-1121	H14.9.24	52		13
10	仰 木 の 里	仰木の里四丁目 4-1	574-1870	H4.4.1	149	701	59
11	仰 木 の 里 東	仰木の里東六丁目 1-2	572-3110	H8.4.1	208	449	123
12	雄 琴	雄琴二丁目 16-1	578-5860	H10.4.1	124	1,177	60
13	日 吉 台	日吉台三丁目 33-4	579-5168	S57.4.1	70	1,446	25
14	坂 本	坂本三丁目 12-57	578-6468	S45.4.1	126		80
15	下 阪 本	下阪本四丁目 10-1	578-4246	H4.4.1	218		129
16	唐 崎	際川三丁目 38-2	522-6600	S50.9.1	272	891	158
17	志 賀	錦織二丁目 9-29	525-3140	S47.4.1	266	755	112
18	山 中 比 叡 平	比叡平一丁目 45-4	529-2471	S57.4.1	128	499	25
19	藤 尾	茶戸町 10-1	525-1428	S55.4.1	174		43
20	長 等	大門通 11-27	526-0998	S48.4.1	188	377	114
21	逢 坂	音羽台 6-26	526-2440	S54.10.1	197	469	103
22	中 央	島の関 1-60	526-0071	H18.5.22	128		64
23	平 野	馬場二丁目 13-15	525-0737	S54.6.4	291	1,114	151
24	膳 所	中庄二丁目 8-17	524-2972	S49.4.1	256	489	141
25	富 士 見	富士見台 42-16	533-0955	S54.6.1	368		77
26	晴 嵐	光が丘町 4-70	534-7602	S53.9.16	267	1,168	142
27	石 山	石山寺三丁目 11-20	533-0709	S52.6.1	232		113
28	南 郷	南郷一丁目 15-9	534-1419	S54.6.1	282	244	78
29	大 石	大石東七丁目 7-34	546-7734	H4.4.1	116	282	35
30	田 上	関津六丁目 19-1	546-3048	S58.4.1	191	499	59
31	上 田 上	平野一丁目 18-5	549-2181	H20.8.1	120		32
32	青 山	青山三丁目 16-3	549-2468	H10.4.1	338	2,572	183
33	瀬 田	大江四丁目 2-60	543-0058	S45.4.1	284	610	159
34	第 2 瀬 田	大江五丁目 33-50	543-2830	H28.4.1	173		44
35	瀬 田 南	三大寺 1-11	545-6402	S53.2.1	296	1,279	134
36	瀬 田 東	一里山三丁目 4-1	543-1813	S57.12.1	396	508	186
37	瀬 田 北	大將軍一丁目 14-2	543-6606	H1.4.1	260	726	201
計	37カ所						3,291

民間

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	児童数
1	第二松の実	高砂町 15-9	525-1070	H23.4.1	62		20
2	風の子	穴太二丁目 21-15	579-4491	H25.4.1	85		21
3	Pingu's English 淡海	萱野浦 2-1 メルシー瀬田 1F	572-7398	H27.4.1	213		80
4	第2本福寺	本堅田六丁目 14-11	573-8234	H28.4.1	137		93
5	茶白山	秋葉台 31-40	511-3955	H28.4.1	69		31
6	Pingu's English 大萱	大江二丁目 12-7	543-1225	H28.4.1	77		10
7	葛川	葛川中村町 108-1	090-7554-7811	H28.4.1	163		0
8	博愛大津	大江六丁目 1-1	545-5172	H28.9.1	130		63
9	大津さくら	御幸町 8-8	525-2115	H29.4.1	60		28
10	本福寺	本堅田一丁目 21-9	573-6655	H30.4.1	158		32
11	Pingu's English 平野	馬場二丁目 6-16 生活美術NO Nビル 2F	572-9905	H30.4.1	91		34
12	つばさ	北大路一丁目 15-16	572-5283	H30.4.1	99		26
13	O A K 晴嵐	田辺町 14-55	080-9606-0092	H30.4.1	111		12
14	松の実	高砂町 8-16	529-5188	H30.6.1	189		40
15	Global English 滋賀里学童	滋賀里四丁目 6-6	548-6404	H31.4.1	74		6
16	れいこ	花園町 13-33	573-4511	H31.4.1	102		8
計	16カ所						504

※敷地面積の空白は、小野は児童館、伊香立は環境交流館、真野・仰木・坂本・下阪本・藤尾・中央・石山・上田上は小学校の余裕教室、第2瀬田は大江会館別館を利用している。葛川児童クラブは休所中。

13. 児童遊園地の整備

児童に良い環境と健全な遊び場を与えることを目的とした児童遊園地の整備充実につとめているところであり、開発行為に伴う児童遊園地の新設確保による児童のためのさらに多くの遊び場づくりのほか、既設の児童遊園地に対する遊具の修繕、古く使われなくなった遊具の撤去などにより整備を図っている。

児童遊園地設置状況

(平成31年4月1日現在)

学 区	設置数	学 区	設置数	学 区	設置数	学 区	設置数	学 区	設置数
小 松	4	仰木の里	3	藤 尾	9	南 郷	17		
木 戸	3	堅 田	24	逢 坂	12	大 石	10		
和 邇	9	雄 琴	16	山中比叡平	1	田 上	28		
葛 川	1	坂 本	23	平 野	29	上 田 上	4		
伊 香 立	9	下 阪 本	44	膳 所	20	瀬 田	44		
真 野	24	唐 崎	27	富 士 見	22	瀬 田 南	32		
真 野 北	2	滋 賀	33	晴 嵐	33	瀬 田 北	49		
仰 木	3	長 等	4	石 山	26	瀬 田 東	33	計	598

14. 児 童 館

児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童の健全育成を図ることを目的に市内 7 箇所に設置している。対象は、0 歳～18 歳未満の児童であり、「心身ともに健やかな子どもの育成」、「子育て支援活動の充実」、「地域に根ざした活動の推進」を活動の主要な柱とする。児童厚生員を中心に、地域に根ざした児童館活動を進めながら、児童を健全に育成していく拠点として子育て親子や児童に利用されている。

平成 30 年度児童館利用者人数

児童館名	小野	伊香立	堅田	坂本	皇子が丘	膳所	田上
平成 30 年度 (延べ人数)	5,125 人	2,957 人	15,801 人	8,438 人	8,056 人	11,316 人	8,537 人

15. ファミリーサポートセンター

地域において、「援助を受けたい者」と「援助ができる者」が会員となって助け合う、会員組織であり、大津市社会福祉協議会へ委託し、平成 13 年度 7 月から「大津市ファミリーサポートセンター」を運営している。その目的は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援することであり、女性の就業、地域の子育て支援に寄与している。

(平成 30 年度会員数及び活動件数)

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

種 別	おねがい会員	まかせて会員	どっちも会員	合 計	活動件数
会 員 数	1,521 人	411 人	329 人	2,261 人	4,616 件

16. 子育て総合支援センター ゆめっこ

平成 18 年 4 月にオープンし、就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う場として、また、自主サークルの応援や子育てに係る相談、情報発信など、市域全体の子育てを支援する拠点となっている。

開設以来、のべ 100 万人以上の家族に利用されている。

年 度	来館者	事業参加人数	延べ利用人数
26	84,003 人	28,427 人	112,430 人
27	77,070 人	30,800 人	107,870 人
28	80,917 人	19,532 人	100,449 人
29	75,726 人	18,184 人	93,910 人
30	74,124 人	13,800 人	87,924 人

17. 木戸つどいの広場 にじっこ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 20 年 4 月に木戸つどいの広場ににじっこ(木戸市民センター内)がオープンし、連日親子家族で賑わっている。(平成 24 年度より指定管理者制度導入)

年 度	来館者
26	14,442 人
27	13,692 人
28	13,840 人
29	11,014 人
30	11,372 人

18. 東部つどいの広場 きらきらひろば

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成22年4月に東部つどいの広場きらきらひろば(アル・プラザ瀬田内)がオープンし、連日親子家族で賑わっている。(平成24年度より指定管理者制度導入)

年 度	来館者
26	34,002 人
27	33,371 人
28	38,811 人
29	33,864 人
30	31,931 人

19. 中南部つどいの広場 ほっぺ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成26年1月に中南部つどいの広場ほっぺ(膳所児童館内)を開設した。

年 度	来館者
26	9,658 人
27	10,430 人
28	10,221 人
29	9,793 人
30	9,449 人

20. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを傾聴するなかで、子育てや子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、必要な家庭に対し適切な支援につなげる。併せて、地域での子どもの誕生を喜びあい、その成長を見守り、共に育て合う関係を地域社会と結びあう最初の機会にすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、保育士と民生委員児童委員の2人一組での訪問による乳児家庭全戸訪問事業を、平成22年1月から実施している。

なお、従前から健康推進課で実施している新生児訪問事業を含めて、大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業としている。

年 度	訪問数	うち新生児訪問事業
26	2,855 人	2,032 人
27	2,789 人	2,032 人
28	2,668 人	2,223 人
29	2,671 人	2,368 人
30	2,540 人	2,251 人